

### 3. フランス

フランスにおける電気・電子機器廃棄物（以下、WEEE）規制は、2006年11月15日付のエコ・オーガニズムの認可により、リサイクルシステムの運用に関する全ての法規制が整った。エコ・オーガニズムとは製造者の代わりにWEEEの廃棄などの管理を行う組織である。エコ・オーガニズムを軸にしたリサイクルシステムの稼働により、フランスは2008年にEU指令の目標である1人当たりの最低回収量4kgを超える4.47kgを達成したものの、WEEEの回収率は約20%と低い水準にとどまっている。他方、RoHSについては特定有害物質が6物質に限定されており、大きな問題とする声はほとんど聞かれない。

ただし、WEEEは製造者の定義、登録方法、目標設定、RoHSについては適用除外項目、制限物質の見直し等が懸念材料となっており、今後の指令の改正に向けた動きに注視する必要がある。

#### (1) 国内法とEU指令の比較、罰則規定、税関での運用状況

##### ① WEEE国内法とEU指令との比較

特にEU指令より厳しい点はない。

##### ② 罰則規定および違反事例

###### a. WEEE、RoHS罰則規定

WEEE指令とRoHS指令を一本にまとめ国内法化した2005年7月20日の政令2005-829により、罰則規定は以下のとおり制定された。

図表 8 WEEE、RoHS 罰則規定一覧

指令	罰則(罰金)	内容
WEEE指令 関連	450ユーロ	製造者が「ごみ箱×マーク」を製品に表示していない場合
		製造者が廃棄物処理にかかる費用をインボイスに明示していない
		製造者が廃棄物処理業者に廃棄物処理に必要な情報を提供しない場合
		製造者が製造者登録、報告義務を怠っている場合
	1,500ユーロ	流通業者が回収製品の引き取りを行わない場合
		流通業者が消費者に廃棄物処理にかかる費用を知らせていない場合
		独自のシステム、またはエコ・オーガニズムに委託し廃棄物リサイクルシステムの構築を行わずに家庭用電気・電子製品を上市して市場へ投入された家庭用WEEEの回収、処理を行わない場合
		回収した部品を選別、処理を行わない場合
RoHS指令	1,500ユーロ	家庭用WEEEに関しエコ・オーガニズムへ負担金を支払わない、あるいはギャランティー(ディポジット)を支払わない場合
		業務用WEEEの回収、処理を保証しない場合
		特定有害6物質を制限以上使用した製品を上市した場合

出所：環境法典 R543-205、R543-205 を基にジェトロ作成

### ③ RoHS 対応に対する通関時の確認

RoHS 指令により特定有害 6 物質を制限以上使用した製品の上市を禁止しているが、その適合性を証明する検査、品質証明書書の提出は義務付けられていない。任意の自主申告となっているのが通例であるが、税関検査の際には上市している製品が RoHS 指令の特定物質使用制限を遵守していると証明できなければならない。違反が発見された場合、地方関税局の係争課が違法の内容に応じた処罰を判断する。

## (2) WEEE リサイクルシステムの運用状況

### ① 製造者登録の概要、登録方法、登録先機関

#### a. 登録先

2009 年 9 月から下記の環境・エネルギー管理庁 (ADEME) のホームページ<sup>2</sup>から直接電子登録、申告を行えるようになった。数量以外のデータは一般公開している。また、2009 年 6 月 30 日付の省令により製品の申告は年一回となった。登録は製造者が行なうが、加入しているエコ・オーガニズムが代理登録することも可能である。

<sup>2</sup><https://registredeee.ademe.fr/anonyme/deee/html/gestPartenaire/inscriptionProducteur.php?aidefonctid=24>

**b. 登録方法****i. 企業登録（一回のみ）**

企業の連絡先、登録用ユーザー名、メールアドレスなど連絡先を送付、ADEME からログイン名、パスワード、登録番号、登録日、電子証明書を受領。通信販売の企業は外国からも登録可能。

**ii. 製品登録**

上市する電気・電子製品を1～9のカテゴリー別に、HSコード番号4桁、家庭用機器か業務用機器か、家庭用機器の場合は加入しているエコ・オーガニズムの機関名を明記し登録。

**iii. 申告(上市、回収、処理)**

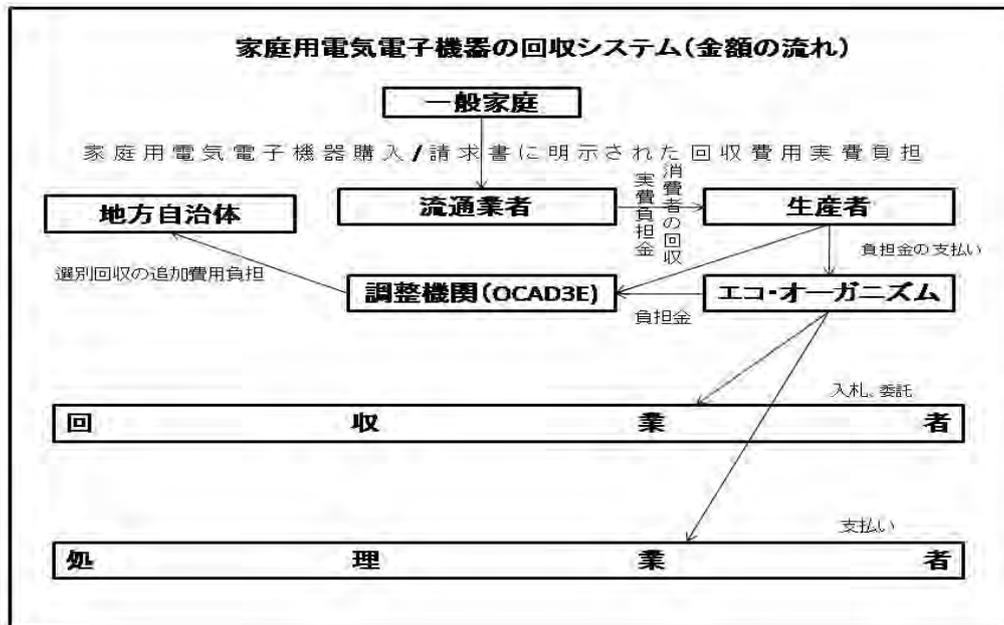
毎年1回3月1日を締切りとし前年に上市した製品の数量及びトン数、回収、処理した製品のトン数をカテゴリー別に申告。

**② 回収の仕組み****a. 回収所設置、回収****i. 家庭用電気・電子機器**

製造者は、WEEEの回収について、家庭用機器が上市された日付によらず、①政府の認可を受けた調整機関への分担金の支払い、あるいは②政府の承認を受け独自の選別回収システムを設置、のいずれかにより選別回収を実施する。

またWEEEの処理についても①政府の認可を受けたエコ・オーガニズムへの加入・委託によるWEEEの処理、あるいは②政府の承認を受け独自の処理システムを設置、により回収・処理の義務を遂行する。

図表 9 家庭用電気・電子機器の回収システム（金額の流れ）

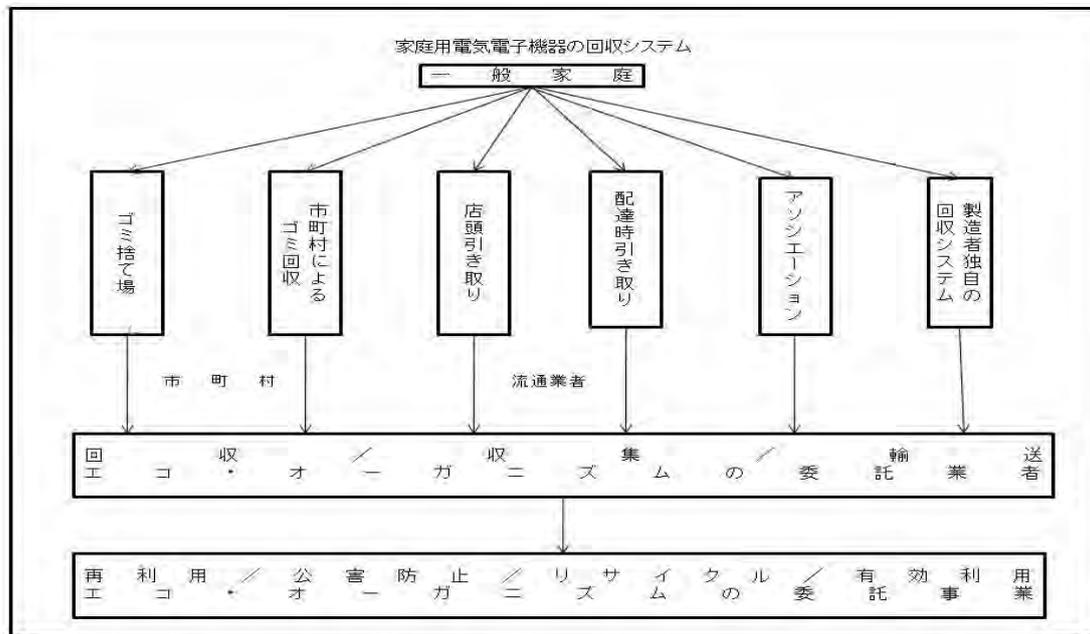


出所：ADEME の資料を基にジェトロ作成

流通業者は、家庭用電気・電子機器を販売する際、自身で同種の古い機器を引き取るか、または費用を負担して第三者に引き取らせなければならない。引き取りは販売 1 台に対し 1 台引き取る制度となっており、無償で行うものとする。

家庭用 WEEE の一次回収は地方公共団体、流通業者もしくはリサイクルを行う団体が、二次回収及びリサイクルはエコ・オーガニズムが行う。製造業者は加入しているエコ・オーガニズムへ負担金を支払い、エコ・オーガニズムは製造業者に代わり WEEE の回収、処理を行う。また、エコ・オーガニズムの共同出資により設立された調整機関の OCAD3E (Organisme coordinateur sur les d された調整機関の・オーガニズムへ負担金を支払い、エコ・オーガニズムは製造業者に代わり例であるが、税) が地方自治体と交渉・契約を結び WEEE の選別回収に関する地方自治体の追加費用を負担する。

図表 10 家庭用電気・電子機器の回収システム（WEEEの流れ）



出所：ADEME の資料を基にジェトロ作成

フランスでは家庭から排出される廃棄物は自治体が一般財源から一部負担して、回収、処理している。WEEE のリサイクル制度施行以前から廃棄物の分別回収を行っていた自治体もあるが、分別回収を強制的に行うための負担分を、地方自治体、流通業者、製造者がどのように負担するかという議論・交渉がなされた結果、WEEE の回収運用にかかる追加の費用については消費者が使用者と納税者として二重に負荷されないよう調整機関が自治体への追加分を負担することとした。

2005年8月13日以前に上市された製品(旧製品)で家庭用の製品については、WEEE のリサイクルにかかる費用は同じカテゴリーの製品を販売している企業に市場シェアに応じて廃棄物回収の責務が課せられる。

## ii. 業務用電気・電子機器

旧製品については製造者との間に特別な取り決めがない限り、最終消費者がその責任を負う。2005年8月13日以降に上市された製品(新製品)については、ユーザー

との間に特別な取り決めがない限り、WEEE の回収・処理体制の構築と財源を確保しなければならない。

業務用 WEEE の回収・処理を目的としたエコ・オーガニズムはないが、回収・処理を既存のエコ・オーガニズムに依頼することは可能である。エコ・オーガニズムの1つである ECOLOGIC は廃棄物回収・処理大手ヴェオリア・プロプレテ (VEOLIA PROPLETE) と組み、業務用 WEEE カテゴリー3 (情報技術・電気通信機器) の回収から処理まで一括して行うサービスを 2009 年 10 月から開始した。また製造業者が集まってコンソーシアムを構築し、回収を行っているケースもある。エプソン、コニカ・ミノルタ、リコーなど情報・事務機器メーカーが 2000 年に設立した CONIBI (<http://www.conibi.fr/>) は、インク、トナーなど消耗品のリサイクルを実施している。

### ③ 域内で国境を超える場合の扱い

廃棄物の輸送に関する EU 規則に準拠。

### ④ 民間コンソーシアムの有無と参加方法

エコ・オーガニズム、調整機関は政府の認可が必要である。現在、認可されている機関は ECO-SYSTEMES、ECOLOGIC、ERP、RECYLUM の 4 つのエコ・オーガニズムと、そのエコ・オーガニズムが共同出資し設立した 1 つの調整機関 (OCAD3E) である。エコ・オーガニズムの審査内容は、WEEE の処理方法、有効利用・部品のリサイクル・再使用の目標、消費者・廃棄物処理業者への情報提供の手段、財務上の能力などである。

4 つのエコ・オーガニズムのうち RECYLUM は照明機器のみを扱い、他の 3 つのエコ・オーガニズムは照明機器以外の電気・電子機器全般を扱う。

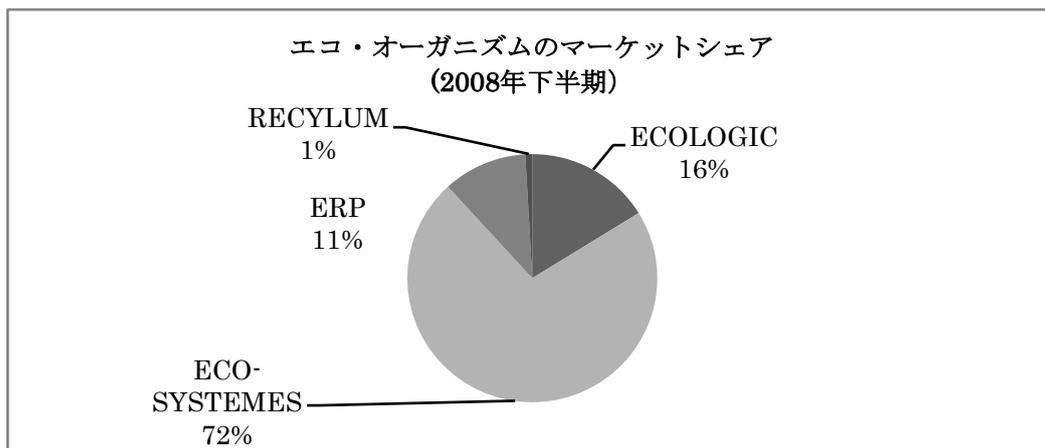
調整機関については、法律上、複数の調整機関が併存することが可能であるが、製造業者、地方自治体とも、調整機関は 1 の方が交渉を行いやすいという理由から、共同で OCAD3E を設立することとなった。

図表 11 エコ・オーガニズム概要と主要参加企業

エコ・オーガニズム	概要、主要参加企業
ECO-SYSTEMES	GIFAM(白物家電メーカー団体)、FCD(流通業界団体)、SIMAVELEC(AV・電子機器メーカー団体)が中心となり設立。参加企業：ミエル、ワールプール、パナソニック、フィリップス、サムスン、カルフル、ダーティなど。 <a href="http://www.eco-systemes.com/">http://www.eco-systemes.com/</a>
ECOLOGIC	FICIME(電気・電子機器輸入事業者団体)、ALLIANCE/TICS(情報通信機器企業)が中心となって設立。参加企業：ブラザー、富士フィルム、コダック、パイオニア、エプソン、シャープ、アイシン精機、東芝など。 <a href="http://www.ecologic-france.com/">http://www.ecologic-france.com/</a>
ERP	メーカー4社(ブラウン、エレクトロラックス、ヒューレット・パッカード、ソニー)が出資した欧州レベルのエコ・オーガニズム。その他参加企業：オムロン、コニカミノルタサムスン、フナイなど。 <a href="http://www.erp-recycling.org/">http://www.erp-recycling.org/</a>
RECYLUM	ランプ専門のエコ・オーガニズム。参加企業：日立、パナソニック、フィリップスなど。 <a href="http://www.recylum.com/">http://www.recylum.com/</a>

出所：各種資料よりジェトロ作成

図表 12 エコ・オーガニズムのマーケットシェア



出所：ADEME 資料「Indicateurs de suivi de la filiom"/".org"/"、カルフル、ダーティなど者、製造者がどのように負担するかという議論るが、税関検査の際には上市している製品が、ドイツ」を基にジェトロ作成

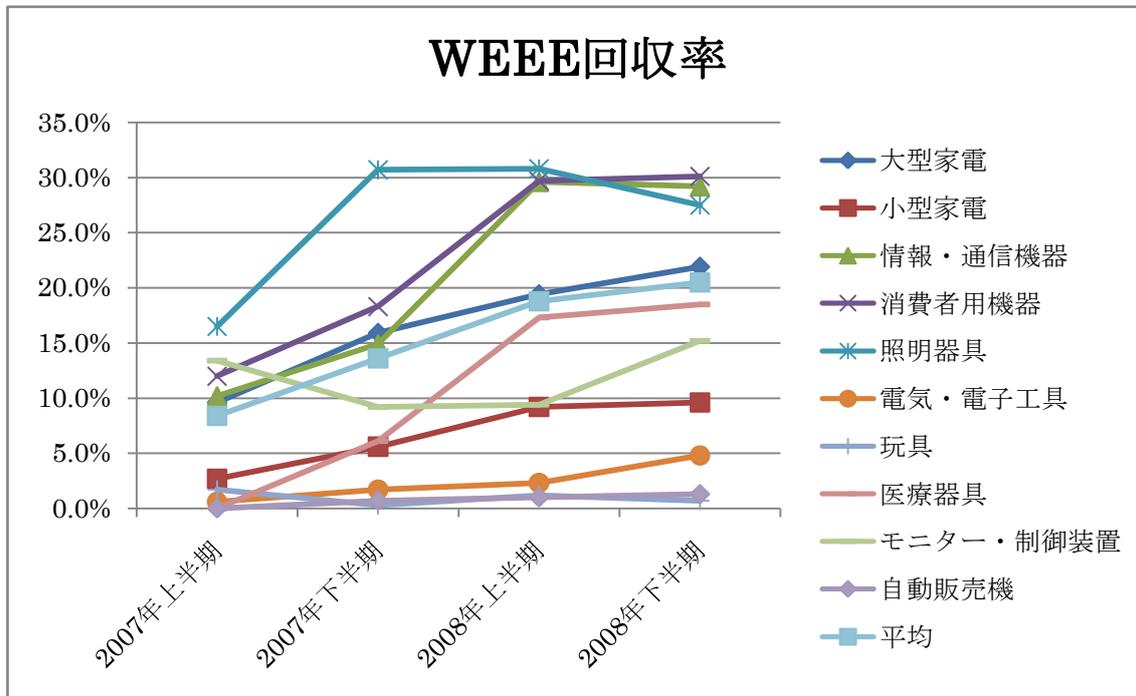
### ⑤ WEEE 回収にかかる消費者のコスト負担

製造者は消費者に WEEE 回収にかかるコスト負担額を明示するビジブルフィー (VF) を行っている。このため、2011 年 2 月 13 日までの間 (大型家電については 2013 年 2 月 13 日まで)、家庭用電気・電子機器について、1 台当たりの WEEE 処理費用をインボイスの下部に明示しなければならない。インボイスに記載される 1 台当たりの処理費用は、各々エコ・オーガニズムが実際のコストに基づき算定、最終消費者に同額転嫁されなければならない。流通業界の強いフランスで値段の交渉の対象になることを避けるため同額転嫁と法律上明記している。

### ⑥ WEEE 回収率

2007 年上半期の回収率は 8.2%、2008 年下半期には 20.5%と大きく増加したものの、回収率は依然として低い。カテゴリ別にみると、テレビ・ビデオ等消費者用機器(30.1%)、情報・電気通信機器(29.2%)、ランプ (27.5%) の回収率は高いが、玩具 (0.7%)、自動販売機 (1.3%) はほとんど回収されていない。家庭用電化製品については大型家電 (21.9%) が小型家電 (9.6%) の倍となっている。これは、WEEE のリサイクル制度施行以前から、冷蔵庫や洗濯機などは配達時に WEEE の引き取りを行う小売業者が存在していたのに対し、ドライヤーやトースターなど小型の家電については、配達が行われることは少ないため、WEEE の引取りには、消費者が直接 WEEE を小売業者に持って行く必要があるため、回収を進めるためには消費者の自発的な行動が必要であったが、実際に WEEE を小売業者に引き渡した消費者は少なかった。また地方公共団体の WEEE リサイクルシステムもまだうまく機能していないことが理由として挙げられる。

図表 13 WEEE 回収率



(出所) ADEME の資料「Indicateurs de suivi de la fili 電 (者用機器することを避けるため同額転 payments Electriques et Electroniques (DEEE) m め同額転嫁と法」を基にジェトロ作成

### (3) WEEE、RoHS 国内法対応状況とその問題点

#### ① 個別企業の WEEE 対応事例

複数の日系企業にヒアリングを行った結果、WEEE 指令については、国内法の適用が各国で異なることから、法律情報は欧州レベルで共有するものの、実務に関しては、日本の親会社が一括して取りまとめているケースと各国の現地法人が独自に対応しているケースとに分かれた。

VF への対応に苦慮したとの声も一部で聞かれたが、エコ・オーガニズムへの加入や、負担金支払いなどの面ではとりわけ問題となる点は見当たらない。

RoHS については、WEEE に比較すると各国の国内法に差異が少ないため、ガイダンスに沿って対応している。サプライヤーに不使用証明の提出要求や、随時の抜き取り検査を行うなど、サプライチェーンをグローバルに管理しているところが多い。通関時に証明書は添付しないが、税関に提出を求められた際はいつでも対応できるよう書類を準備してい

るとの回答がほとんどだった。

## ② WEEE、RoHS 国内法の問題点

日系企業へのヒアリングによると現況では特に問題は見当たらないが、WEEE については、バランスのとれた効率的なリサイクルシステムの構築が課題になると思われる。エコ・オーガニズムの間ではすでに回収量で大きな違いが生まれている。2008 年は回収量を調整するため、調整機関 OCAD3E が一部の地方自治体にエコ・オーガニズムを ERP から EO-SYSTEMES に変更するよう要請するといったことも起こっている。

日系企業からは今後、WEEE および RoHS 指令の改正に向けた動きを注視する必要があるとの声が多く出された。WEEE に関しては製造者の定義や登録方法、目標設定などについて、また RoHS に関しては適用除外項目や制限物質の見直しなどが懸念材料となる。

## ③ 国内法対応の相談窓口情報

エコロジー・エネルギー・持続可能開発・海洋省 (Minist エネルギー・持続可能開発・海洋省が懸念材料となる。。題になると思われる。エコ・オーガニズムの間ではすでに回収量で大きな違いが生まれている。る)

Grande Arche, Tour Pascal A et B

92055 LA DEFENSE CEDEX

TEL55 +33 (0) 1 40 81 21 22

URL: [http://www.ecologie.gouv.fr/article.php?id\\_article=3215](http://www.ecologie.gouv.fr/article.php?id_article=3215)

e-mail : <http://contacts.application.developpement-durable.gouv.fr/contact/contacts.jsp>

環境・エネルギー管理庁 (Agence de l'Environnement et de la Maitrise de l'Energie)

Ile de France

6-8, rue Jean Jaurès

92807 PUTEAUX CEDEX

TEL : +33 (0) 1 49 01 45 47

URL: <http://ile-de-france.ademe.fr/>

e-mail : [ademe.ile-de-france@ademe.fr](mailto:ademe.ile-de-france@ademe.fr)